

委員会提出議案第9号

都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定確保及び居住保障に関する住宅政策の確立を求める意見書

本年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、現在、内閣府の行政刷新会議に置かれる「独立行政法人都市再生機構の在り方に関する調査会」では、都市再生機構の賃貸住宅（UR賃貸住宅）について、居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえた上で、会社化の可能な部分における「全額政府出資の特殊会社化を検討」し、本年夏までに結論を得るとしてあります。

UR賃貸住宅の経営・管理主体は、昭和30年に日本住宅公団として発足し、統廃合を3度繰り返して、平成16年から独立行政法人都市再生機構となっていますが、UR賃貸住宅そのものは半世紀以上にわたって築き上げてきた、かけがえのない公共住宅です。

この賃貸住宅では、居住者の自治会活動が結実して良好なコミュニティが形成され、防災活動にも活発に取り組み、地域の防災拠点の役割を果たしています。また、高齢者世帯の定住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとっても安心・安定の居住の場であります。

よって、国においては、居住者の居住の安定確保等に向けて適切な措置を講じられるよう、以下の事項について強く要望します。

- 1 UR賃貸住宅は、住宅政策を始め、まちづくり、防災計画等の上で積極的な役割を担っていることから、引き続き公共住宅としての位置付けを継続すること。
- 2 UR賃貸住宅が、重要な住宅セーフティネットの役割を担っていることや、これまでの国会附帯決議等を十分踏まえて、居住者の居住の安定策を推進すること。
- 3 公共住宅としての役割を明確にするとともに、民間住宅・公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日提出

さいたま市議会まちづくり委員会

委員長 阪本克己